

■ 収集運搬業の許可の範囲

廃棄物収集運搬業許可内容

- ▶ 産業廃棄物: ●燃え殻 ●汚泥 ●廃油 ●廃酸 ●廃アルカリ ●廃プラスチック類
  - 紙くず ●木くず ●繊維くず ●動植物性残さ
  - ゴムくず ●金属くず ●ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
  - 鉱さい ●がれき類 ●ばいじん
  - 動物のふん尿 ●動物の死体 ●13号廃棄物
- ※兵庫県の許可には廃油、汚泥の積替え・保管を含む。
- ▶ 特別管理産業廃棄物(特定有害を除く): ●廃油 ●廃酸 ●廃アルカリ
- ▶ 一般廃棄物: (相生市、宍粟市)

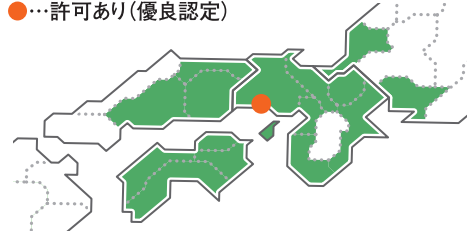
〈収集運搬業〉

■…許可あり(優良認定)

※収集運搬の許可を取得後、法律で求められる5年の処理実績を積み次第、優良認定を申請していきます。

〈処分業〉

●…許可あり(優良認定)



■ 許可を持っている品目

	種別	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器	鉱さい	がれき類	ばいじん	動物のふん尿	動物の死体	13号廃棄物	感染性		
姫路市	産廃処分		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						●	●		●	
	特管処分			●	●	●																	●
兵庫県	産廃収運	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	特管収運			●	●	●																	
岡山県	産廃収運	●	●	●	●	●	●										●						
	特管収運			●																			
大阪府	産廃収運		●	●	●	●	●		●				●	●									
	特管収運			●																			
滋賀県	産廃収運		●	●	●	●	●		●		●		●	●									
	特管収運			●		●																	
京都府	産廃収運		●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●									
	特管収運			●	●	●																	
福井県	産廃収運		●	●	●	●	●		●			●	●	●									
	特管収運		●	●	●																		
徳島県	産廃収運		●	●	●	●	●					●	●									●	
鳥取県	産廃収運			●		●																	
高知県	産廃収運	●	●	●	●	●	●											●	●				
広島県	産廃収運		●	●	●	●	●																
	特管収運			●																			
香川県	産廃収運		●	●	●	●	●																
	特管収運			●																			
愛媛県	産廃収運		●	●	●	●	●					●	●										
	特管収運			●	●	●																	
三重県	産廃収運	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●				●	
	特管収運			●	●	●																	
愛知県	産廃収運		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●									
	特管収運			●	●	●																	
和歌山県	産廃収運		●	●	●	●	●		●		●		●	●									
	特管収運			●	●	●																	

積替え・保管を含むもの

兵庫県	産廃収運	●	●																				
-----	------	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--